

## 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について

環境省、経済産業省及び農林水産省は、平成 22 年 11 月 30 日付けで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、再商品化義務を履行するよう勧告を行った容器包装リサイクル法の定める「特定事業者」（3 社）が、平成 23 年 7 月 19 日現在においても再商品化をした事実が認められないため、勧告に従わなかった旨を公表します。

### 経緯

容器包装リサイクル法は、ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、平成 7 年 6 月に成立・公布、平成 12 年 4 月から完全施行されました。

家庭から排出される容器包装を製造し、又は利用する一定規模以上の事業者に対しては、同法の規定に基づき、再商品化義務（リサイクル費用の支払い）が課されています。

しかし、この義務を果たしていない、いわゆる「ただ乗り事業者」に対しては、事業者間の公平性を確保する観点から、法に基づく指導、勧告、公表及び命令ができることとされています。

今回の公表は平成 21 年 1 月に行った地方農政局からの報告徴収により、再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成 22 年 9 月 30 日付けの指導・助言及び平成 22 年 11 月 30 日付けの勧告に従わなかった事業者の氏名等を公表するものです。

今後、正当な理由がなく、再商品化義務を履行しなかった場合は、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。

今後とも、関係省庁が連携し、同法の適正な運用に努めてまいります。

### 公表になった特定事業者

株式会社 あまいけ

代表取締役 大島 英正

東京都 東久留米市 滝山 4-2-25

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：小売業（食品・その他）、その他（飲食業）

株式会社 カルチャー

代表取締役 中嶋 雄三

群馬県 高崎市 下里見町 637-1

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 20 年度

事業内容：小売業（食品・その他）

中島商事 有限会社

代表取締役 中島 惇

佐賀県 杵島郡 江北町 上小田 1571

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 20 年度

事業内容：小売業（食品・その他）

(50 音順)

お問い合わせ先

総合食料局食品産業企画課食品環境対策室

担当者：容器包装リサイクル班 渡邊、宮田

代表：03-3502-8111（内線 4138）

ダイヤルイン：03-3502-8499

FAX：03-3508-2417

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>